

企画提案書の作品について

1 全体について

- (1) 別紙2「制作体制・スタッフ一覧・実績」に記載したスタッフで制作すること（実際に委託された場合も同一のスタッフで制作すること）
- (2) 下記2、3のと通りのページ構成とする。
- (3) 県が配布するA3用紙にタブロイド判形式で印刷して提出すること（用紙は加工不可）。
- (4) ページの上・下・小口側に約1.5cmずつ空白スペースをとること。なお、その測り出しは、県が配布したA3判の紙の端からではなく、タブロイド判寸法の端からとすること。
また、紙面を見開きで使用する場合、完成後のイメージを示すため、2～3ページにあたる用紙を貼り合わせて提出しても良い。
- (5) タイトル、リード文、見出し、小見出し、本文で使用する文字級数は自由とする。なお、記事原稿の文字数が多いと感じた場合には、記事の内容を大きく変えない範囲で原稿を修正して文字量を減らしても良い。
- (6) 4色刷りで作成。全体的にメリハリをつけた変化のある紙面づくりを心掛けるとともに、より多くの情報量をより見やすく掲載することに配慮した紙面とすること。
- (7) 県提供写真はいずれもトリミング、加工自由である。提供した写真は本目的以外に使用しないこと。なお、提供した写真をすべて使用する必要はない。
- (8) 各ページの欄外に「ダミーの記事です」と記載すること。
- (9) 提出の際に台紙を使用しないこと。
- (10) 1案又は2案作成すること。
- (11) 左開きで作品を制作すること。
- (12) 県として、以下のような広報紙を目指していることに鑑み、そのような広報紙が実現できるようなデザインとなるようにすること。
 - ア 存在感のある広報紙とすること。
 - ・ 県民の目を引く構成であること（新聞折り込みで配布されることや公共施設等に配架されることを考慮した表紙のデザインとするなど、県民の目を引く工夫をすること。）
 - ・ 紙面を開かせる工夫をすること（県民が手に取った後、紙面を開かせる工夫をすること。）
 - ・ 必要に応じ、県が作成の指示をする原稿に合わせて、記事のタイトル、キャッチコピー等を変更したり、新たに作成したりすること。
 - ・ 高いデザイン性を備えた記事とすること。
 - イ 分かりやすく、楽しんで読める広報紙とすること。
 - ・ 視覚に訴える紙面とすること（情報が読み取りやすい紙面とすること）。
 - ・ 見せ方に“遊び感覚”のある紙面とすること。
 - ・ 必要に応じて、文字級数に変化をつけ、メリハリのある紙面とすること。
 - ・ 必要な余白がある、ゆとりのある紙面とすること。
 - ウ 人の心を豊かにする広報紙とすること。
 - ・ ストーリー性を意識できる紙面とすること、県民が共感できるような紙面

とすること。

- ・ 読んだ県民が明るく、元気になるような紙面とすること。
- ・ 記事の直接のターゲットでない県民でも、関心を持って新鮮な気持ちで読める紙面とすること。

エ 他の広報媒体（ホームページ、SNS等）へと誘導する紙面とすること。

2 特集記事（1ページ目から3ページ目に該当）

- (1) 題字「彩の国だより」は、県の広報紙としてふさわしい書体、デザインを独自に作成すること。
- (2) 題字周りに「埼玉県広報紙」の文字と県章、自社で書き起こした県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」を配置すること。コバトン・さいたまっちについては、県ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/kobaton/design-rules.html>) 参照
- (3) 別紙3にある特集記事をデザイン・レイアウトすること。
- (4) 記事の内容に加えて1ページ目にレイアウトする事項は次のとおりである。
 - (発行日等)
令和6年（2024年）5月1日発行
No. 640
 - (今月の読者プレゼント)
プレゼントの写真をバランスよく配置すること。
 - (人口・世帯数)
県人口（令和6年〇月〇日現在）
総人口／〇, 〇〇〇, 〇〇〇人（前月より〇, 〇〇〇人増）
世帯数／〇, 〇〇〇, 〇〇〇世帯
- (5) 紙面は、写真やイラストなどとともにレイアウトすること。イメージ写真及びイラストについては、県提供の写真だけでなく自社で調達してもよい。ただし、自社で調達する場合は実際に彩の国だより5月号紙面及び県ホームページ、県公式SNS等に掲載可能な写真を使用すること。なお、実際には写真やイラストが差替えになる場合がある。

3 県政版・魅力発信小記事（4ページ目に該当）

- (1) 別紙3にある県政版・魅力発信記事をデザイン・レイアウトすること。
- (2) 三本の記事内容をレイアウトするとともに、渋沢栄一のイラスト絵を自社で作成し、掲載すること。
- (3) この小記事等は、実際の彩の国だよりにおいては、必ずしも同じページに配置されるとは限らないため、各記事のデザインを合わせる配慮（同系色で揃える、共通のアイコンを使用するなど）はしなくてよい。
- (4) イメージ写真及びイラストについては、県提供の写真だけでなく自社で調達してもよい。ただし、自社で調達する場合は実際に彩の国だより5月号紙面及び県ホームページ、県公式SNS等に掲載可能な写真を使用すること。なお、実際には写真やイラストが差替えになる場合がある。